

参考資料 6 関係法令（抜粋）

食育基本法（抜粋）

（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（抜粋）

（平成二十二年十二月三日法律第六十七号）

（地方公共団体の責務）

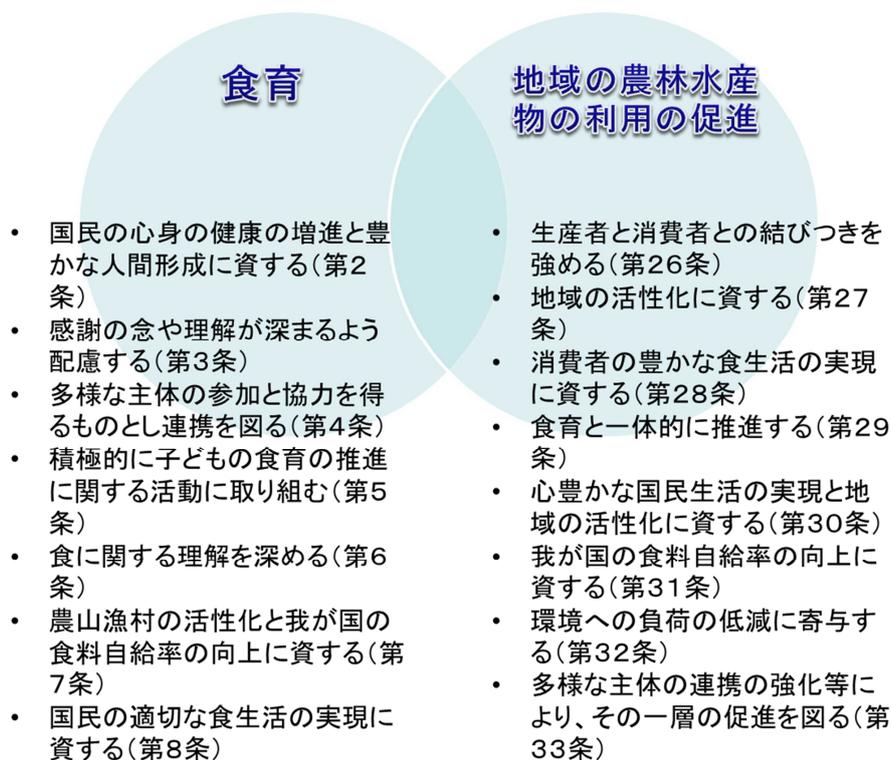
第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県及び市町村の促進計画）

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(参考)「食育」と「地域の農林水産物の利用の促進」について



食のみやことっとり～食育プラン～

平成20年4月作成 一次計画（平成20年度～24年度）

平成25年3月改定 二次計画（平成25年度～29年度）

鳥取県福祉保健部／生活環境部／農林水産部／教育委員会

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

福祉保健部健康医療局健康政策課 （電話）0857-26-7227



絵：川口肇